# 平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

| 政策名 | 健康で幸せにすごせるまち | 施策番号・名 | 08 | 高齢者福祉の推進 | 基本事業番号・名 | 08-01 | 地域福祉基盤の育成・強化 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 事務事業番号 | 所管課係名<br>所管課長名<br>事務事業名 | 事務事業の概要（根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況） | 事務事業の目的（事務事業の対象、手段、意図） | 対象指標（対象の数値指標化）指標 | 実績値（単位） | 活動指標（手段の数値指標化）指標 | 実績値（単位） | 成果指標（意図したことの結果の数値指標化）指標 | 実績値（単位） | 事業費（実績額）①（千円） | 左記「事業費（実績額）」に係る財源 特定財源 国 | 都 | その他 | 一般財源 特定財源に伴う一般財源 | 一般財源 | 人件費（理論値）②（千円） | トータルコスト①+②（千円） | 所管課評価（事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性） | 全庁評価会議（28年度に向けた方向性等）外部評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 08-01-01 | 福祉総務課<br>福祉政策係<br>福祉総務課長<br>保木本　健一<br>成年後見事業 | 根拠法令等：■ 自主的　□ 義務的　□ 努力義務的<br>（都）成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱<br>補助事業：■ 該当<br>□ 行政補完的(改正実施年度　年度) ■ 政策的(改正実施年度２４年度)<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） ■ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：（都）成年後見活用あんしん生活創造事業実施要綱<br>（市）高齢者の成年後見制度利用支援事業実施要綱<br>（市）障害者の成年後見制度利用支援事業実施要綱<br>□ 特財の廃止（予定含）<br>給付事業：□ 該当<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：　□ 特財の廃止（予定含）<br>事業形態：□ 直営（委託無）■ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　）<br>近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　） | 対象：認知症高齢者など判断能力の不十分な市民<br>手段・内容：社会福祉協議会に委託し専門相談員による初期相談、市長申立時の後見人候補者のコーディネート。市長申立検討委員会、運営委員会の開催<br>意図：判断能力が不十分になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるようにする。 | 65歳以上人口の約9.1%（市の認知症高齢者推定数） | 平成26年度：2,773（人）<br>平成25年度：2,726（人）<br>平成24年度：2,627（人） | 専門相談員による初期相談件数 | 平成26年度：95（人）<br>平成25年度：101（件）<br>平成24年度：75（件） | 初期相談件数（人数）／認知症高齢者数 | 平成26年度：3.4（%）<br>平成25年度：3.7（%）<br>平成24年度：2.8（%） | 平成26年度：8,500<br>平成25年度：8,000<br>平成24年度：8,000 | 平成26年度：<br>平成25年度：<br>平成24年度： | 平成26年度：4,000<br>平成25年度：4,000<br>平成24年度：4,000 | 平成26年度： | 平成26年度：4,500<br>平成25年度：4,000<br>平成24年度：4,000 | 平成26年度： | 平成26年度：379<br>平成25年度：169<br>平成24年度：82 | 平成26年度：8,879<br>平成25年度：8,169<br>平成24年度：8,082 | 前年度において示した方向性：拡大　28年度以降方向性：拡大<br>有効性：2　効率性：2　達成度：2<br>評価：成年後見制度推進事業を社会福祉協議会に委託しており、相談件数は、親族はもとより、包括支援センター等からの相談が増加している。また、親族より弁護士や司法書士などを後見人とするケースが増えているため、市と専門職の調整役としている。<br>〈備考〉実績値未報告のため有効性、達成度未記入。後日差し替え<br>方向性：市民後見人の養成と事業の拡大しながら、効率的に運営できるように実施していく。 | |
| 08-01-02 | 福祉総務課<br>福祉政策係<br>福祉総務課長<br>保木本　健一<br>地域福祉推進事業 | 根拠法令等：■ 自主的　□ 義務的　□ 努力義務的<br>（都）東京都地域福祉推進事業補助金設置要綱<br>（市）平成26年度東久留米市地域福祉推進事業補助要綱<br>補助事業：■ 該当<br>■ 行政補完的(改正実施年度　不明　年) □ 政策的(改正実施年度　年度)<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） ■ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：（都）東京都地域福祉推進事業補助金設置要綱<br>（市）平成２６年度東久留米市地域福祉推進事業補助要綱<br>□ 特財の廃止（予定含）<br>給付事業：□ 該当<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：　□ 特財の廃止（予定含）<br>事業形態：□ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　■ その他（　補助金　）<br>近隣市状況：■ 小平市　□ 東村山市　■ 清瀬市　□ 西東京市　□ その他（　） | 対象：市内ＮＰＯ団体が実施している福祉サービス<br>手段・内容：都の地域福祉推進事業補助を受けて、市要綱を作成。交付団体を公募し各団体に補助金を交付。<br>意図：団体に財政支援を行い、行政ではできないサービスを実施させ、介護保険事業等の対象とならない隙間を埋める。 | ＮＰＯ団体の補助対象となる事業費 | 平成26年度：63,220（千円）<br>平成25年度：83,218（千円）<br>平成24年度：60,365（千円） | ＮＰＯ団体の補助金額 | 平成26年度：7,500（千円）<br>平成25年度：7,500（千円）<br>平成24年度：7,500（千円） | ＮＰＯ団体の補助金額／ＮＰＯ団体の補助対象となる事業費 | 平成26年度：11.9（%）<br>平成25年度：9（%）<br>平成24年度：12.4（%） | 平成26年度：7,500<br>平成25年度：7,500<br>平成24年度：7,500 | 平成26年度：<br>平成25年度：<br>平成24年度： | 平成26年度：3,750<br>平成25年度：3,750<br>平成24年度：3,750 | 平成26年度： | 平成26年度：3,750<br>平成25年度：3,750<br>平成24年度：3,750 | 平成26年度： | 平成26年度：326<br>平成25年度：338<br>平成24年度：329 | 平成26年度：7,826<br>平成25年度：7,838<br>平成24年度：7,829 | 前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持<br>有効性：5　効率性：3　達成度：4<br>評価：福祉サービスを実施しているＮＰＯに財政支援を行い、行政では担うことのできないサービスや対象とならない事業の隙間を埋めてもらっている。<br>方向性：どの団体も財政事情が厳しい状況であるため、今後も継続した支援を行う。 | |
| 08-01-03 | 福祉総務課<br>福祉政策係<br>福祉総務課長<br>保木本　健一<br>社会福祉事業資金貸付事業 | 根拠法令等：■ 自主的　□ 義務的　□ 努力義務的<br>社会福祉法、（市）東久留米市社会福祉事業資金貸付条例<br>補助事業：□ 該当<br>□ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政策的(改正実施年度　年度)<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：　□ 特財の廃止（予定含）<br>給付事業：□ 該当<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：　□ 特財の廃止（予定含）<br>事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　）<br>近隣市状況：□ 小平市　□ 東村山市　□ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　） | 対象：社会福祉法第2条に規定する「市内の小規模社会福祉事業所」<br>手段・内容：社会福祉事業資金貸付基金から150万円を限度に年利2%（3カ月間据え置き）で貸付を行った。<br>意図：補助金が交付されるまでのつなぎ資金として活用してもらい、事業の安定化を図る。 | 市内の小規模社会福祉事業所数 | 平成26年度：40（箇所）<br>平成25年度：40（箇所）<br>平成24年度：40（箇所） | 貸付実績数 | 平成26年度：0（件）<br>平成25年度：1（件）<br>平成24年度：1（件） | 貸付実績数／市内の小規模社会福祉事業所数 | 平成26年度：0（%）<br>平成25年度：2.5（%）<br>平成24年度：2.5（%） | 平成26年度：0<br>平成25年度：0<br>平成24年度：0 | 平成26年度：<br>平成25年度：<br>平成24年度： | 平成26年度：<br>平成25年度：<br>平成24年度： | 平成26年度： | 平成26年度：<br>平成25年度：<br>平成24年度： | 平成26年度： | 平成26年度：25<br>平成25年度：42<br>平成24年度：20 | 平成26年度：25<br>平成25年度：42<br>平成24年度：20 | 前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持<br>有効性：－　効率性：5　達成度：－<br>評価：福祉事業所は、都や市からの補助金に依存している部分が大きい。補助金が交付されるまでのつなぎ資金として活用し、安定した事業運営をしてもらうもの。<br>貸付実績は１件であるが、返還されているため、事業費としてはかからないため、０とする。<br>方向性：今後も、社会福祉事業を実施している法人等の安定した事業運営への支援をしていく。 | |
| 08-01-04 | 福祉総務課<br>福祉政策係<br>福祉総務課長<br>保木本　健一<br>福祉団体支援事業 | 根拠法令等：■ 自主的　□ 義務的　□ 努力義務的<br>（市）東久留米市遺族会補助金交付要綱<br>東京都北多摩地区保護観察協会規約<br>補助事業：■ 該当<br>□ 行政補完的(改正実施年度　年度) ■ 政策的(改正実施年度26年度)<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：（市）東久留米市遺族会補助金交付要綱　□ 特財の廃止（予定含）<br>給付事業：□ 該当<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：　□ 特財の廃止（予定含）<br>事業形態：□ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　）<br>近隣市状況：□ 小平市　□ 東村山市　□ 清瀬市　□ 西東京市　□ その他（　） | 対象：東久留米市遺族会（補助金）北多摩地区保護観察協会（負担金）<br>手段・内容：各団体の補助金（負担金）申請に基づき、書類審査の上、予算どおり交付。<br>意図：行政の補完的かつ公共的な団体に対して、財政支援を行う事により会の運営の活性化を図る。 | 当該補助団体の総事業費 | 平成26年度：17,979,405（円）<br>平成25年度：18,278,123（円）<br>平成24年度：18,632,029（円） | 当該補助団体の総補助金額 | 平成26年度：847,578（円）<br>平成25年度：899,855（円）<br>平成24年度：900,891（円） | 当該補助団体の総補助金額／当該補助団体の総事業費 | 平成26年度：4.7（%）<br>平成25年度：4.92（%）<br>平成24年度：4.84（%） | 平成26年度：848<br>平成25年度：900<br>平成24年度：900 | 平成26年度：<br>平成25年度：<br>平成24年度： | 平成26年度：<br>平成25年度：<br>平成24年度： | 平成26年度： | 平成26年度：<br>平成25年度：<br>平成24年度： | 平成26年度：848<br>平成25年度：900<br>平成24年度：900 | 平成26年度：40<br>平成25年度：38<br>平成24年度：165 | 平成26年度：888<br>平成25年度：938<br>平成24年度：1,065 | 前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持<br>有効性：3　効率性：4　達成度：3<br>評価：時代の要請により財政支援を行ってきたが、団体によっては会員の高齢化、減少化に伴い必要性が薄れつつあるので、見直しを図る必要性がある。開始年度がかなり前のため、特財の廃止の有無については不明。<br>東久留米市遺族会（補助金）小平市、清瀬市、（東村山市）<br>北多摩地区保護観察協会（負担金）小平市、東村山市、清瀬市、西東京市<br>方向性：活動が停滞している団体も見受けられるので、今後、団体によっては役割が終ったものとして見直しの必要がある。 | |

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

東久留米市

# 平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

| 政策名 | 健康で幸せにすごせるまち | 施策番号・名 | 08 | 高齢者福祉の推進 | 基本事業番号・名 | 08-01 | 地域福祉基盤の育成・強化 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 事務事業番号 | 所管課係名<br>所管課長名<br>事務事業名 | 事務事業の概要（根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況） | 事務事業の目的（事務事業の対象、手段、意図） | 対象指標（対象の数値指標化）指標 | 実績値（単位） | 活動指標（手段の数値指標化）指標 | 実績値（単位） | 成果指標（意図したことの結果の数値指標化）指標 | 実績値（単位） | 事業費（実績額）①（千円） | 左記「事業費（実績額）」に係る財源 特定財源 国 | 都 | その他 | 一般財源 特定財源に伴う一般財源 | 一般財源 | 人件費（理論値）②（千円） | トータルコスト①＋②（千円） | 所管課評価（事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性） | 全庁評価会議（28年度に向けた方向性等）外部評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 08-01-05 | 福祉総務課<br>福祉政策係<br>福祉総務課長<br>保木本　健一<br>社会福祉協議会支援事業 | 根拠法令等：□ 自主的　□ 義務的　■ 努力義務的<br>社会福祉法、（市）社会福祉法人東久留米市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱<br>補助事業：■ 該当　■ 行政補完的(改正実施年度24年度)　□ 政策的(改正実施年度　年度)<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：（社）東久留米市社会福祉協議会運営費補助金交付要綱　□ 特財の廃止（予定含）<br>給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：　□ 特財の廃止（予定含）<br>事業形態：□ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　）<br>近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　） | 対象：社会福祉協議会の活動<br>手段・内容：法人運営事業、ボランティア活動推進事業、地域福祉事業及び地域福祉権利擁護事業に補助金を交付<br>意図：民間団体としての特性を生かし、多様な福祉ニーズへ柔軟に対応できる体制の構築を図る。 | 社会福祉協議会の当該年度決算額 | 平成26年度：154,841,187（円）<br>平成25年度：193,880,612（円）<br>平成24年度：234,175,461（円） | 当該年度補助金交付額 | 平成26年度：54,244,000（円）<br>平成25年度：54,244,000（円）<br>平成24年度：54,244,000（円） | 当該年度補助金交付額／社会福祉協議会の当該年度決算額 | 平成26年度：35（％）<br>平成25年度：27.97（％）<br>平成24年度：23.16（％） | 平成26年度：54,244<br>平成25年度：54,244<br>平成24年度：54,244 | 平成26年度：5,650<br>平成25年度：5,600<br>平成24年度：5,412 | 平成26年度：48,594<br>平成25年度：48,644<br>平成24年度：48,832 | 47<br>38<br>165 | 平成26年度：54,291<br>平成25年度：54,282<br>平成24年度：54,409 | 前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持<br>有効性 5　効率性 3　達成度 4<br>評価：社会福祉協議会は、独自事業のほか市の補完的事業も担っており、その量は拡大傾向にある。財政支援することにより安定した事業を行うことができ、市民の多種多様な福祉ニーズに応えることができる。<br>方向性：社会福祉協議会の経営改善に向けての自助努力に努め、事業の意図を維持するために必要な支援を行う必要がある。 | |
| 08-01-06 | 福祉総務課<br>福祉政策係<br>福祉総務課長<br>保木本　健一<br>社会福祉委員活動支援事業 | 根拠法令等：■ 自主的　□ 義務的　□ 努力義務的<br>（国）民生委員法、（市）東久留米市社会福祉委員設置規程<br>補助事業：□ 該当　□ 行政補完的(改正実施年度　年度)　□ 政策的(改正実施年度　年度)<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：　□ 特財の廃止（予定含）<br>給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：　□ 特財の廃止（予定含）<br>事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　）<br>近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　） | 対象：民生・児童委員協議会及び民生・児童委員の活動<br>手段・内容：民生・児童委員協議会の研修等独自事業や役員会・定例会。高齢福祉部会など四つの部会の運営（報償費の支給）<br>意図：地域福祉の担い手である民生・児童委員、主任児童委員が地域で十分な活動ができるよう支援 | 民生・児童委員の延べ委嘱日数 | 平成26年度：19,040（日）<br>平成25年度：21,479（日）<br>平成24年度：22,630（日） | 民生・児童委員延べ活動日数 | 平成26年度：9,141（日）<br>平成25年度：8,211（日）<br>平成24年度：10,019（日） | 民生・児童委員延べ活動日数／民生・児童委員の延べ委嘱日数 | 平成26年度：48（％）<br>平成25年度：38.23（％）<br>平成24年度：44.27（％） | 平成26年度：13,941<br>平成25年度：14,992<br>平成24年度：15,208 | 平成26年度：6,103<br>平成25年度：6,439<br>平成24年度：6,369 | 平成26年度：7,838<br>平成25年度：8,553<br>平成24年度：8,839 | 489<br>507<br>411 | 平成26年度：14,430<br>平成25年度：15,499<br>平成24年度：15,619 | 前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持<br>有効性 5　効率性 4　達成度 4<br>評価：地域の人間関係が希薄となり、また高齢社会を迎え、地域の身近な相談相手としての民生・児童委員の役割は一層期待される。<br>方向性：地域福祉の担い手である民生・児童委員に十分な活動への支援及び欠員地区の解消を今後とも続けてく。 | |
| 08-01-07 | 福祉総務課<br>高齢者福祉係<br>福祉総務課長<br>保木本　健一<br>シルバー人材センター事業 | 根拠法令等：□ 自主的　□ 義務的　■ 努力義務的<br>（国）高齢者等の雇用の安定等に関する法律<br>（都）平成26年度東久留米市シルバー人材センター補助金交付要綱<br>（市）平成26年度東久留米市シルバー人材センター補助金交付要綱<br>補助事業：■ 該当　□ 行政補完的(改正実施年度　年度)　■ 政策的(改正実施年度26年度)<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）■ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：平成26年度東久留米市シルバー人材センター補助金交付要綱　□ 特財の廃止（予定含）<br>給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：　□ 特財の廃止（予定含）<br>事業形態：□ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　■ その他（補助金交付）<br>近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　） | 対象：高齢者に臨時的かつ短期的な就業機会を提供する団体として、東久留米市シルバー人材センターを支援する。<br>手段・内容：・高齢者に就業に関する情報の収集・提供、調査研究、相談事業に対する補助。<br>・就業機会の開拓・提供や、技能・知識の付与を目的とした講習会等の実施に関する補助。<br>センター職員人件費と管理運営費の一部の補助。<br>意図：一般雇用に馴染まないが、働く意欲のある健康な高齢者について、その知識・経験・規模等に沿った就業機会を提供する。 | 会員数（市内に居住する概ね60歳以上の健康で働く意欲のある高齢者。会費の納入が必要。） | 平成26年度：1,365（人）<br>平成25年度：1,385（人）<br>平成24年度：1,471（人） | 実施した事業件数 | 平成26年度：7,407（件）<br>平成25年度：7,526（件）<br>平成24年度：7,408（件） | 会員1人当たりの仕事の件数（事業件数／会員数） | 平成26年度：5.4（件）<br>平成25年度：5.4（件）<br>平成24年度：5（件） | 平成26年度：32,834<br>平成25年度：33,371<br>平成24年度：33,868 | 平成26年度：12,495<br>平成25年度：12,495<br>平成24年度：12,495 | 平成26年度：20,339<br>平成25年度：20,876<br>平成24年度：21,373 | 1,458<br>1,482<br>1,504 | 平成26年度：34,292<br>平成25年度：34,853<br>平成24年度：35,372 | 前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持<br>有効性 3　効率性 3　達成度 3<br>評価：会員数と事業件数の減少が続いているため、今後の向上が望まれる。一方で、国からの派遣事業の誘導については、他市団体にさきがけ、その取組みに着手しているようで、その積極的な取組みは評価できるものである。<br>方向性：補助金の適正化の検討により、暫時補助金額の見直しを図ることとする。 | |
| 08-01-08 | 福祉総務課<br>福祉政策係<br>福祉総務課長<br>保木本　健一<br>社会福祉法人認可等事業 | 根拠法令等：□ 自主的　■ 義務的　□ 努力義務的　社会福祉事業法<br>社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する当の法律｜社会福祉法人の認可（平成１２年１２月１日厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）<br>補助事業：□ 該当　□ 行政補完的(改正実施年度　年度)　□ 政策的(改正実施年度　年度)<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：　□ 特財の廃止（予定含）<br>給付事業：□ 該当　□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し）□ 国・都連携　□ その他（　）<br>要綱等：　□ 特財の廃止（予定含）<br>事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託　□ 一部委託　□ 指定管理　□ その他（　）<br>近隣市状況：■ 小平市　■ 東村山市　■ 清瀬市　■ 西東京市　□ その他（　） | 対象：東久留米市長が所轄庁となる社会福祉法人<br>手段・内容：東久留米市長が所轄庁となる社会福祉法人の設立、定款変更等の認可事務<br>意図：社会福祉法人の法人認可の適正な審査し、社会福祉の増進へ寄与する。 | 東久留米市長が所轄庁となる社会福祉法人数 | 平成26年度：7（法人）<br>平成25年度：7（法人）<br>平成24年度：（　） | 認可変更等の申請数 | 平成26年度：3（件）<br>平成25年度：7（件）<br>平成24年度：（　） | 認可変更等の申請数／東久留米市長が所轄庁となる社会福祉法人数 | 平成26年度：42.9（％）<br>平成25年度：100（％）<br>平成24年度：（　） | 平成26年度：0<br>平成25年度：0<br>平成24年度： | 平成26年度：<br>平成25年度：<br>平成24年度： | 平成26年度：<br>平成25年度：<br>平成24年度： | 244<br>261<br>平成24年度： | 平成26年度：244<br>平成25年度：261<br>平成24年度： | 前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持<br>有効性 1　効率性 4　達成度 3<br>評価：法定受託事務であるため、手続きが定められており、簡素化はできない。<br>方向性：法定受託事務のため現状維持とする | |

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。

東久留米市

# 平成27年度事務事業評価表（平成26年度振り返り）

| 政策名 | 健康で幸せにすごせるまち | 施策番号・名 | 08 | 高齢者福祉の推進 | 基本事業番号・名 | 08-01 | 地域福祉基盤の育成・強化 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 事務事業番号 | 所管課係名<br>所管課長名<br>事務事業名 | 事務事業の概要（根拠法令等、補助・給付区分、事業形態、近隣市状況） | 事務事業の目的（事務事業の対象、手段、意図） | 対象指標（対象の数値指標化）<br>指標 | 実績値（単位） | 活動指標（手段の数値指標化）<br>指標 | 実績値（単位） | 成果指標（意図したことの結果の数値指標化）<br>指標 | 実績値（単位） | 事業費、人件費<br>事業費（実績額）①（千円） | 左記「事業費（実績額）」に係る財源<br>特定財源<br>国 | 都 | その他 | 一般財源<br>特定財源に伴う一般財源 | 一般財源 | 人件費（理論値）②（千円） | トータルコスト①＋②（千円） | 所管課評価（事務事業の方向性、項目別評価、所管課としての総合評価及び方向性） | 全庁評価会議（28年度に向けた方向性等）<br>外部評価 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 08-01-09 | 福祉総務課<br>福祉政策係<br>福祉総務課長<br>保木本　健一<br>社会福祉法人指導検査等事業 | 根拠法令等：□ 自主的 ■ 義務的 □ 努力義務的<br>社会福祉法第５６条<br>補助事業：□ 該当<br>□ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政策的(改正実施年度　年度)<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　）<br>要綱等　□ 特財の廃止（予定含）<br>給付事業：□ 該当<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　）<br>要綱等　□ 特財の廃止（予定含）<br>事業形態：■ 直営（委託無）□ 全部委託 □ 一部委託 □ 指定管理 □ その他（　）<br>近隣市状況：■ 小平市 ■ 東村山市 ■ 清瀬市 ■ 西東京市 □ その他（　） | 対象：東久留米市長が所轄庁となる社会福祉法人<br>手段・内容：社会福祉法人の運営に関する法令、よるべき基準又は技術的助言として国の通知等を踏まえ、事業等の実施状況等を検査し、必要な助言、指導等を行う。<br>意図：社会福祉法人の適正な運営の確保をもって社会福祉の増進へ寄与する。 | 東久留米市長が所轄庁となる社会福祉法人数 | 平成26年度：7（法人）<br>平成25年度：7（法人）<br>平成24年度：（　） | 指導検査法人数 | 平成26年度：3（法人）<br>平成25年度：2（法人）<br>平成24年度：（　） | 指導検査法人数／東久留米市長が所轄庁となる社会福祉法人数 | 平成26年度：42.9（％）<br>平成25年度：28.6（％）<br>平成24年度：（　） | 平成26年度：465<br>平成25年度：478<br>平成24年度： | 平成26年度：<br>平成25年度： | 平成26年度：<br>平成25年度： | 平成26年度：232<br>平成25年度：239 | 平成26年度：<br>平成25年度： | 平成26年度：233<br>平成25年度：239 | 平成26年度：1,386<br>平成25年度：1,914 | 平成26年度：1,851<br>平成25年度：2,392 | 前年度において示した方向性：現状維持　28年度以降方向性：現状維持<br>有効性 5　効率性 5　達成度 5<br>評価：法定受託事務であるため、手続きが定められており、簡素化はできない。<br>方向性：社会福祉法人の指導検査等にあたり、法人会計の専門的な知識が必要であるため、専門家の助言は不可欠である。 | |
| 08-01-10 | 福祉総務課<br>福祉政策係<br>福祉総務課長<br>保木本　健一<br>地域福祉計画改定事業 | 根拠法令等：□ 自主的 □ 義務的 ■ 努力義務的<br>社会福祉法107条<br>補助事業：□ 該当<br>□ 行政補完的(改正実施年度　年度) □ 政策的(改正実施年度　年度)<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　）<br>要綱等　□ 特財の廃止（予定含）<br>給付事業：□ 該当<br>□ 市独自上乗せ（上乗せ・横出し） □ 国・都連携 □ その他（　）<br>要綱等　□ 特財の廃止（予定含）<br>事業形態：□ 直営（委託無）□ 全部委託 ■ 一部委託 □ 指定管理 □ その他（　）<br>近隣市状況：□ 小平市 □ 東村山市 □ 清瀬市 □ 西東京市 □ その他（　） | 対象：市民<br>手段・内容：地域福祉計画の改定<br>地域福祉計画進捗状況調査<br>市民の地域福祉に関する意識調査の実施<br>社会福祉審議会、地域福祉計画検討委員会の開催<br>市内視察等<br>意図：だれもが地域で安心して暮らせる社会の構築をめざし、地域福祉の増進を図る。 | 指標設定ができないため未記入 | 平成26年度：（　）<br>平成25年度：（　）<br>平成24年度：（　） | 指標設定ができないため未記入 | 平成26年度：（　）<br>平成25年度：（　）<br>平成24年度：（　） | 指標設定ができないため未記入 | 平成26年度：（　）<br>平成25年度：（　）<br>平成24年度：（　） | 平成26年度：2,992<br>平成25年度：2,900<br>平成24年度： | 平成26年度：<br>平成25年度： | 平成26年度：<br>平成25年度： | 平成26年度：<br>平成25年度： | 平成26年度：<br>平成25年度： | 平成26年度：2,992<br>平成25年度：2,900 | 平成26年度：7,290<br>平成25年度：5,648 | 平成26年度：10,282<br>平成25年度：8,548 | 前年度において示した方向性：拡大　28年度以降方向性：現状維持<br>有効性 －　効率性 1　達成度 －<br>評価：当市における地域福祉の推進に向けて、平成１７年に策定した地域福祉計画（第２次改定）が、平成２６年度をもって計画期間が終了する。第３次改定では、地域における「新たな支え合い」のしくみを構築し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現にむけて改定している。<br>（備考）指標設定できないため未記入<br>方向性：第３次改定では、地域における「新たな支え合い」のしくみを構築し、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちの実現にむけて地域福祉コーディネーターを配置し事業実施する。 | |

「有効性」とは成果指標の対前年度比に基づき、「効率性」とはトータルコストの対前年度比に基づき一律に判定したものである。また、「達成度」とは「有効性」と「効率性」の判定をクロスさせることにより画一的に判定したものである。